

水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

平成16年の水質基準の改訂では、新たな検査項目の追加とともにこれまでの検査方法についても変更が加えられた。厚生労働省では水質検査法の条件として、水質基準の10分の1以下の値を一定の精度で測定することが可能なこと、有害な試薬を使用しないことなどを原則に選定を行った。その結果、これまで吸光光度法であったフェノール類、陰イオン界面活性剤、シアンについてはそれぞれガスクロマトグラフ質量分析法、高速液体クロマトグラフ法、ポストカラム・イオンクロマトグラフ法に、個人差の大きい有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）は総有機炭素（TOC）に変更した。また、金属では、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法など複数の方法を提示している。

水質検査技術の進歩は目覚ましいものがあり、より高感度かつ高精度で正確度の高い方法が開発されている。これら最新の検査法を取り入れることが出来るよう、今回の改訂から検査方法は水質基準に関する省令ではなく告示に示すことになった。平成17年4月には1回目の改訂が行われた。

結 果

平成17年度の実施数は一般試験3,468件、精密試験1,088件、その他1,096件、総数は5,652件であった。検査項目別に検査結果をみると、給水管の劣化に起因すると思われる鉄、色度の不適合の割合が高い。また、ヒ素およびマンガンの不適合率が高いが、いずれも井戸水であった。一方、大腸菌は昨年度と同様旧基準の大腸菌群に比較して不適合率が大幅に減少していた。種別では井戸水、船舶水の不適合率が高く、前者では一般細菌、大腸菌、色度、濁度が、後者ではpH値が不適合となるケースが多かった。

簡易専用水道検査

動 向

平成16年3月の水道法改正で簡易専用水道検査機関が厚生労働大臣指定制から登録制に変更になり、検査機関ごとの地区割と料金定額制が撤廃された。これに伴い、平成17年度は検査対象地域を神奈川県全域に拡大した。

今後の動向として、平成18年度より、顧客の要望に答えるべく、料金の変更と小規模受水槽水道検査の検査対象地域を川崎市および横須賀市を除く神奈川県全域に拡張することとした。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査については、検査実施数は3,039件であり、対前年度に対し381件減少（88.9%）であった。横浜市内の検査実施数は3,022件であり、対前年度比88.4%であった。減少原因としては、直結給水への変更による受水槽廃止や、登録制への変更による検査機関選択の自由化によるものと考えられた。

横浜市の区別では港北区が最も多く660件であり、一方、横浜市北部7区以外の区の合計は33件、川崎市全域で11件、それ以外の地域で6件であり、新検査区域の実施数はまだ少ない状況であった。

検査結果の内訳は、総数3,039件のうち、不適合施設数（管理2、3）が311件（10.2%）、不適合施設数の内管理3（速やかに改善）は101件（32.5%）であり、管理3項目ではマンホールの防水密閉不備、定期清掃未実施および水槽本体の開口部・隙間や亀裂・漏水が多く見られた。受水槽有効容量区分別不適合率の間には大きな差は見られなかった。

一方、小規模受水槽水道検査は170件で、前年度と比較すると15件の減少であり（91.9%）、簡易専用水道検査の法改正の余波を受けていた。

関係の集計表は122頁に掲載